

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）が運営するC（以下「事業場」という。）において接客業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、事業場スタッフが居住するマンションに倒れているところを発見され、D病院に緊急搬送されたが死亡が確認された。

請求人は、被災者は勤務先にて飲酒後、スタッフの住宅に赴いた後、転落により死亡したもので、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者は労災保険法上の労働者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者が労災保険法上の労働者と認められ本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は会社の支配下において業務に従事していたものであり、被災者は労災保険法上の労働者であった旨を主張することから、当審査会において改めて被災者の労働者性を検討したところ、以下のとおりである。

ア 被災者の出勤等について、Eは、「店に来るか来ないかは自分の都合で、日にちや時間は決まっていない。事前に連絡があつて店に来る時もあるれば、当日突然店に来ることもあった。」、「急なキャンセルに対するペナルティーはない。」と述べており、また、被災者の実際の稼働状況をみても、平成〇年〇月は〇日出勤しているのに対し、同年〇月、〇月及び〇月はそれぞれ1日しか出勤せず、同年〇月は1日も出勤していないなど極端にばらつきがみられ、出勤した時刻も〇時前後から〇時過ぎと日によって相当な違いが認められることを踏まえると、被災者は自らの判断により出勤するか否かを決めていたものとみるのが相当であり、当審査会としては、被災者が会社の指示により業務に従事していたとは認められないものと判断する。

イ 被災者の所得税については給与所得の源泉徴収が行われているところであるが、被災者への報酬について、Eは、「客が酒のボトルを入れた時に、その単価の〇%から〇%を支払っており、その割合はボトルの種類によって異なる。」と述べており、担当する顧客が注文するボトルの売上げ等に応じた報酬が支払われていたもので、その金額も平成〇年〇月から〇月までの間の〇日の稼働に対して〇円余とかなり高額な報酬となっていたことも踏まえると、当審査会としては、被災者が労務の提供に対する対価として報酬を受け

ていたとは認められないものと判断する。

ウ その他一件資料を精査したが、被災者がEをはじめ会社関係者から指示を受けて業務に従事していたことを示す記録等は存在しておらず、被災者が会社の労働者であったことを推認しうるいかなる証拠もないことから、当審査会としては、被災者は自己の判断において事業場に出勤し、自己の裁量で収入を得ていたものであり、会社の労働者であったとは認められないものと判断する。

エ なお、請求人は、〇年以上前に示された研究会報告による判断は現状にそぐわない旨主張するが、当審査会としては、研究会報告に言及するまでもなく、被災者が労働者であると判断し得るいかなる証拠も見いだせないものであることを付言する。

(2) 請求人は、被災者の死亡が自殺あるいは第三者による事件であること、被災者の死亡前の飲酒行為の業務遂行性など縷々主張するところ、当審査会では、仮に被災者が労働者であったと判断できた場合に、業務上の事由によるものとみなし得る事情があったかについても一応検討したが、閉店後職場の仲間と飲み歩き、職場スタッフの居住するマンションにおいて転落したという状況に鑑みると、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると判断する余地はないと言わざるを得ないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。